

## 設計変更に伴う契約変更のガイドライン

### (目的)

- 1 この取扱いは、設計変更に伴う契約変更の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、契約に関する事務の簡素化と合理化を図るとともに、請負代金の支払を迅速にする等請負契約の双務性の維持等に資することを目的とする。

### (定義)

- 2 この取扱いにおいて、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - 一 設計変更:建設工事請負契約書の条項第 18 条及び第 19 条の規定により図面又は仕様書（金額を記載しない設計書を含む。以下同じ。）を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示することをいう。
  - 二 単価、工事量又は一式工事費の変更:設計変更に伴い工事費内訳明細書（以下「内訳書」という。）の単価、工事量又は一式工事費を増減することとなる場合をいう。

(注) 1) 単価の変更とは、工事現場の実態によりコンクリート側溝の壁厚を変更したため単価に変更があるようなもの等をいう。

2) 工事量の変更とは、工事現場の実態により単価の変更を生ずることなく工事量を増減することをいう。

3) 一式工事費の変更とは、数量を一式として表示した工事（以下「一式工事」という。）のうち受注者に設計条件又は施工方法を明示したものにつき、工事現場の実態により当該設計条件又は施工方法を変更し、その結果当該工事費に増減を生ずることをいう。
  - 三 新工種:設計変更に伴い内訳書に設計変更に係る工事に対応する工種がないため、当該工事の種別、細別等（営繕工事にあつては、科目、細目等）を新たに追加することとなる場合における当該工事をいう。

### (契約変更の範囲)

- 3 契約変更できる場合は、次のとおりとする。
  - (1) 地質、土質等当初の予測との差異により行うもの。

(例:岩盤線・ボーリング長の変更、残土の処理方法の変更等)
  - (2) 住民や関係受益者の要望による現地取り合わせのために行うもの。

(例:出入口、既設構造物との取り合わせに伴う変更等)
  - (3) 関係機関との現地調整により行うもの。

(例:公安委員会、NTT、国、県等)
  - (4) 関連工事の遅れにより行うもの。

(例:下水道工事と占用物件（上水道）の移設工事、橋梁工事と護岸工事等)
  - (5) 地下埋設物等の位置が不明により行うもの。

(例:水道管、ガス管等)
  - (6) 事業または工事の性格上、設計段階では正確な数量調査が困難なため、協議して施工した数量により行うもの。

(例：農業基盤整備等)

(7) 予期せぬ自然災害等により行うもの。

(例：洪水、地すべり、地震、異常気象等)

(8) 法令または基準等の改正により行うもの。

(9) 著しい賃金または物価の変動に基づき行うもの。

(10) 図面と仕様書の不整合及び設計図書の誤謬又は脱漏によるもの。

(11) その他、積算時（設計時）において知り得ることが困難で、真にやむを得ないことにより行うもの。

4 設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としないものとする。

(注) 工事量の設計表示単位は、別に定める設計積算に関する基準において工事の内容、規模等に応じて適正に定めるものとする。

5 一式工事については、受注者に設計図書（図面、仕様書及び質問回答書）において設計条件又は施工方法を明示したものに付き、当該設計条件又は施工方法を変更した場合のほか、原則として契約変更の対象としないものとする。

6 変更見込金額が請負代金額の 30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として別途の契約とするものとする。ただし、請負代金額の 30%が 100 万円に満たない場合は、100 万円まで増額できるものとする。

#### (設計変更の手続き)

7 工事に係る設計変更は、その必要が生じた都度、主管課長（必要がある場合には、主管部長）がその変更内容を掌握し、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認したうえで、監督員が文書により通知するものとする。

#### (設計変更の事前承認)

8 前項の場合において、当該設計変更の内容が次に該当するものであるときは、あらかじめ副市長又は総務部長の承認（以下、「事前承認」という。）を受けるものとする。ただし、当初契約額が 100 万円未満の場合は、この限りでない。

承認者	変更契約額	当初契約額	適用
副市長	500 万円以上	2,500 万円以上	請負代金額の 20%を超えるもの又は 500 万円以上のもの（増減共）
総務部長	500 万円未満	2,500 万円未満	請負代金額の 20%を超えるもの又は 300 万円以上のもの（増減共）
* 当初契約額が 2,500 万円未満の場合でも、変更契約額が 500 万円以上となる場合は、「副市長」の承認を得るものとする。 * 副市長の承認を得る場合は、事前に総務部長、契約・検査担当参事に合議すること。 * 総務部長の承認を得る場合は、事前に契約・検査担当参事に合議すること。			

なお、構造・工法・位置・断面等の変更で重要なもの（以下、「重要変更」という。）については、適宜、事前承認を得るものとする。

### 【重要変更とは】

工事の主要な部分に関する構造等の変更で工事の程度（規模、目的、機能など）を著しく変えるもの。

※ 工事の主要な部分の具体例

- ・ 道路改良工事・・・路側構造物、道路排水施設、舗装工 等
- ・ 河川改修工事・・・護岸工、護床工の構造物 等
- ・ 水道管布設工事・・・布設管の管径、管種、布設工法 等
- ・ 下水道管渠工事・・・管渠の管径、管種、布設工法 等
- ・ 建築工事・・・屋根、柱、梁、外壁、基礎 等

〔重要変更の具体例〕

- ・ 道路改良工事において、当初盛土と張芝で路側を設計していたものを擁壁に変更する場合
- ・ 下水道工事において、計画規模、能力等が変更となり事業計画に著しい影響が及ぶ場合
- ・ 河川改修工事において、ブロック積護岸をコンクリート護岸に変更する場合
- ・ 水道工事において、管種、管径等を変更する場合（局所的な変更は除く。）
- ・ 舗装工事において、舗装構成の変更により当初の条件設定（能力）が変更となる場合 など

8-1 前項の規定にかかわらず、上下水道部が発注する工事に係る設計変更（公営企業会計に属する工事に限る。）で前項の表に定める金額等の基準に該当するものについては上下水道事業管理者の事前承認を受けなければならない。その後に契約・検査担当参事に合議すること。ただし、当初契約額が100万円未満の場合は、この限りでない。

### （設計変更に伴う契約変更の手続き）

9 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度の末及び工期の末）に行うことをもって足りるものとする。また、事前承認を得たものについても同様に取り扱うことが出来るものとする。

（注） 軽微な設計変更に伴うものとは、次に掲げるもの以外のものをいう。

- （1） 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの。
- （2） 新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込金額又はこれらの変更見込金額の合計額が請負代金額の20%を超えるもの。

10 前項の規定による契約変更の決裁区分は、別表第1によるものとする。

### （部分払）

11 部分払は、既済部分検査の時期における内訳書により出来高を確認し、請負代金額を限度として行なうものとする。この場合において、工事量の変更が予定されるものは当該変更工事量を対象とする。また、単価又は一式工事費に変更が予定されるもののうち変更増となるものは、元の単価又は一式工事費によりそれぞれ出来高を確認するものとし、変更減となることが予定されるもの及び新工種に係るものは、出来高の対象としないものとする。

附 則

このガイドラインは、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表第 1

(単位：千円)

執行区分	副市長	部長	課長
工事施工伺（当初）	150,000 千円未満	10,000 千円未満	3,000 千円未満
工事施工伺（変更）	・当初設計額の 20% を超えるもの ・ 10,000 千円未満	・ 5,000 千円未満 ・ 工期変更	0 円以下
業務委託施工伺（当初）	150,000 千円未満	10,000 千円未満	3,000 千円未満
業務委託施工伺（変更）	・当初設計額の 20% を超えるもの ・ 5,000 千円未満	・ 3,000 千円未満 ・ 工期変更	0 円以下

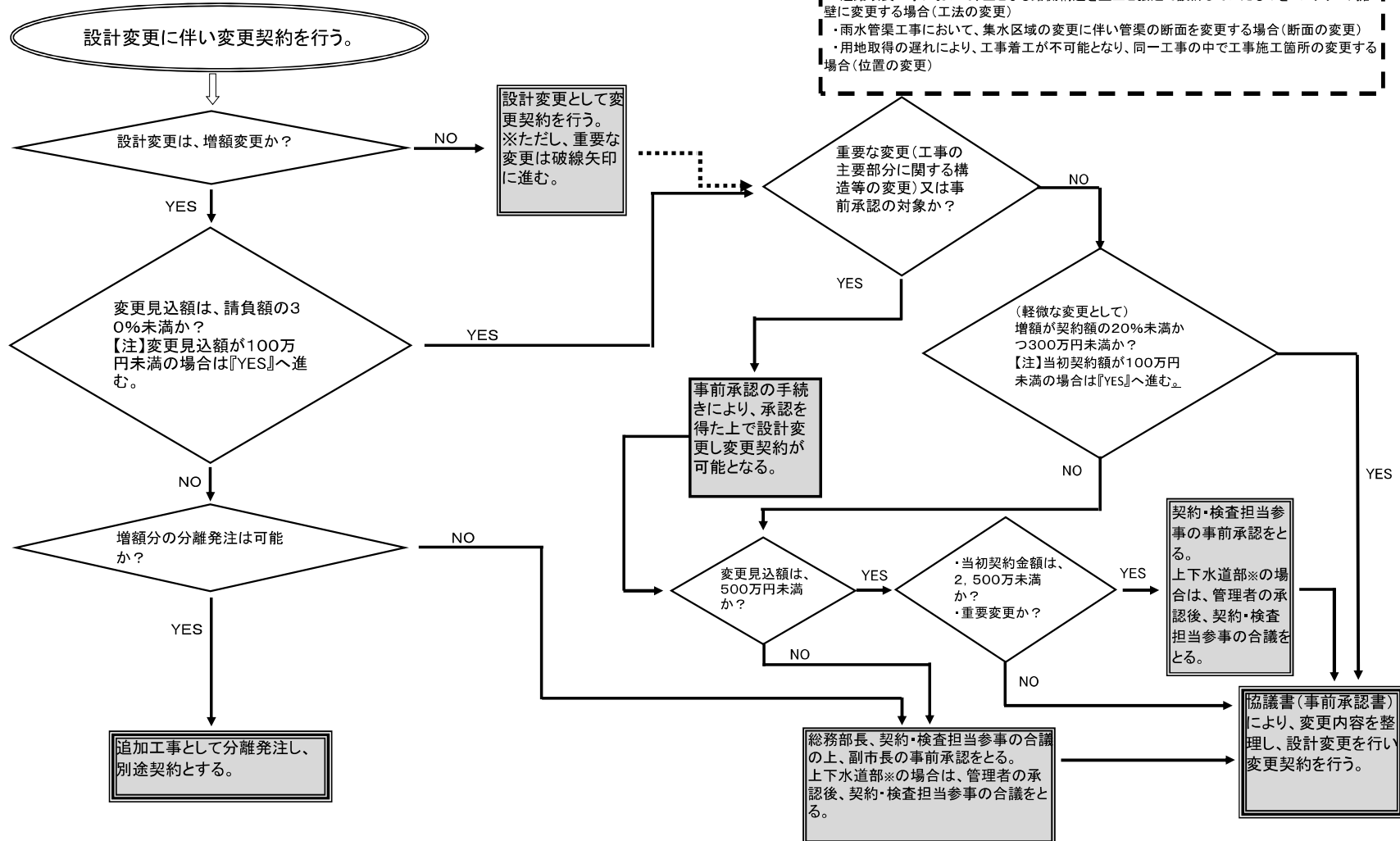
○ 上記の表のほか、構造、工法、位置、断面等の重要変更については、必要に応じて上位決

裁者の決裁とする。（この場合においては、金額の増額、減額を問わない。）

- 決裁区分に応じた契約担当部署への合議を行うこと。
- 上記区分は、申し合わせ事項とする。
- 上下水道部【公営企業会計】は、上記の表中、副市長・部長を上下水道事業管理者に読み替えるものとする。（上下水道事務決裁規程による）

【参考資料】

**設計変更ガイドライン運用フロー**



【重要な変更】とは・・・  
 工事の重要(主要)な部分に関する構造及び工法の変更、又は規模の変更を想定する中で著しく工事の程度を変更するものをいう。  
 【例示】  
 ・道路改良工事において、主となる路側構造を盛土と張芝で設計していたものをコンクリート擁壁に変更する場合(工法の変更)  
 ・雨水管渠工事において、集水区域の変更に伴い管渠の断面を変更する場合(断面の変更)  
 ・用地取得の遅れにより、工事着工が不可能となり、同一工事の中で工事施工箇所の変更する場合(位置の変更)

※上下水道部(公営企業会計に属する工事に限る。)の事前承認は、副市長等を上下水道事業管理者に置き換えるものとし、その後に契約・検査担当参事の合議をとること。